

津市公民連携（PPP）事業手法優先的検討指針

令和元年11月25日策定

1 目的

本市においては、少子高齢・人口減少社会の進展等、社会経済情勢の変化等への的確な対応を図るため、津市行政経営計画に基づき民間の資金やノウハウ等民間活力の積極的かつ効果的な導入の推進を図ることとしています。

また、公共施設の整備や更新需要への的確な対応を図るため、津市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の整備、更新等について、民間のノウハウ等の活用により、経費節減を図りつつ、効率的かつ効果的に公共施設等の整備等を図っていくこととしています。

これら本市の基本的な考え方を踏まえ、今後の公共施設等の整備等を効率的かつ効果的に推進し、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による地域経済の成長への貢献等を図るため、多様な公民連携事業手法を導入するための優先的検討を行うため本指針を定めます。

2 本指針の位置付け

本指針は、「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づく優先的検討規程とします。

3 総則

(1) 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとします。

ア PPP

PFIや指定管理者制度等、行政と民間事業者が連携して、それぞれ互いの強みを活かすことにより、最適な公共サービスの提供を実現し、市民サービスの向上、市民満足度の最大化を図るもの。

イ PFI

民間の資金や経営能力、技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高い行政サービスをより少ない財政負担で提供するもので、PFI法に基づいて実施するもの。

ウ 優先的検討

本指針に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、

多様な公民連携事業手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型の手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討すること。

エ P F I 法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」
（平成11年法律第117号）

オ 公共施設等

P F I 法第2条第1項に規定する公共施設等

カ 公共施設整備事業

P F I 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

キ 利用料金

P F I 法第2条第6項に規定する利用料金

ク 運営等

P F I 法第2条第6項に規定する運営等

ケ 公共施設等運営権

P F I 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

(2) 対象とする公民連携事業手法

本指針の対象とする主な公民連携事業手法は次に掲げるものとします。

ア 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

(ア) B T O 方式（建設 Build - 移転 Transfer - 運営等 Operate）

(イ) B O T 方式（建設 Build - 運営等 Operate - 移転 Transfer）

(ウ) B O O 方式（建設 Build - 所有 Own - 運営等 Operate）

(エ) D B O 方式（設計 Design - 建設 Build - 運営等 Operate）

(オ) R O 方式（改修 Renovate - 運営等 Operate）

イ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

(ア) B T 方式（建設 Build - 移転 Transfer）

(イ) D B 方式（設計 Design - 建設 Build）

ウ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

(ア) 公共施設等運営権（コンセッション）方式

(イ) 指定管理者制度

(ウ) 包括的民間委託

(エ) O 方式（運営等 Operate）

エ その他民間活力の活用による公共サービスの提供に資すると認められる手法

4 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合に併せて優先的検討を行うものとします。

- (1) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (2) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

5 優先的検討の対象とする事業

次の(1)又は(2)に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする事業（以下「対象事業」という。）とします。

- (1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

なお、上記の規定にかかわらず事業費が上記の金額を下回る場合においても、民間活力の導入により、市民サービスの向上や財政的効果が期待できると考えられる場合については、優先的検討を行うことができるものとします。

(3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業については、優先的検討の対象から除くものとします。

ア 既に公民連携（PPP）事業手法の導入が前提とされている公共施設整備事業

イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

ウ 既に公共施設等の整備等を行う手法が決定している公共施設整備事業

エ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業

オ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

カ 民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路（有料道路を除く。）、河川等の公共施設整備事業

キ その他、公民連携（PPP）事業手法の導入を検討しない必要性が認められる公共施設整備事業

6 適切な公民連携（PPP）事業手法の選択

- (1) 採用手法の選択

市は、対象事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な公民連携（PPP）事業手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとします。

なお、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとします。

ア 津市指定管理者制度運用等指針に基づき、指定管理者制度により公共施設等の運営を行うとき

「7 簡易な検討」及び「8 詳細な検討」を省略

イ 公民連携（PPP）事業の実施の検討に当たり、民間事業者に対する関心表明を実施し、民間事業者からの関心の表明（申出）において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、採用手法の導入が適切であると認められるとき

「7 簡易な検討」を省略し、「8 詳細な検討」を実施

ウ 民間事業者から公民連携（PPP）事業に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、採用手法の導入が適切であると認められるとき

「7 簡易な検討」を省略し、「8 詳細な検討」を実施

7 簡易な検討

市は、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合の間で、次の視点に基づき、比較検討を実施し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。

(1) 市民サービスの向上等の視点（定性的評価）

ア 市民サービスの向上の可能性

イ 民間事業者の創意工夫の活用可能性

ウ 管理運営の効率化の可能性

(2) 財政的効果等の視点（定量的評価）

従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入

の適否を評価するものとしします。

ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

イ 公共施設等の運営等の費用

ウ 調査に要する費用

エ その他の費用

オ 利用料金収入

なお、6において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について、従来型手法による場合との間で同様の比較を行うものとしします。

(3) その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、定量的評価において、費用総額の比較が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとしします。

ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタント等を活用せず、市（当該事業主管課）が自ら、候補とされた公民連携（PPP）事業手法の導入適否を評価するものです。このことにより、この段階で、明らかに公民連携（PPP）事業手法導入の見込みがない公共施設等の整備等について、公民連携（PPP）事業手法を導入しないこととするすることで、無用な調査に要する費用を削減することができるものです。

8 詳細な検討

市は、7の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、原則として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較、市民サービスへの影響や業務の効率化における効果等、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、総合的に比較・検討し、採用手法の導入の適否を評価するものとしします。

9 評価結果の公表

簡易な検討又は詳細な検討の結果、公民連携（PPP）事業手法の導入に

適しないと評価した場合には、透明性の確保、市民に対する説明責任を果たすため、公民連携（PPP）事業手法を導入しないこととした旨及び評価結果の概要について、適切な時期に市ホームページで公表するものとします。

ただし、予定価格等の推測等、公平な競争に影響を及ぼす恐れのある評価結果については非公表とします。

10 その他

- (1) 公民連携（PPP）事業手法の導入に当たっては、当該事業所管課が主体となって進めていくこととなりますが、検討段階から運営段階まで長期にわたり、財務や法務等の専門的な知識を要するため、全庁的な協力体制の下で取り組む必要があります。このことから、職員の専門性の向上等を図るため、研修等の積極的な推進に取り組むこととします。
- (2) 本指針に基づき、公民連携（PPP）事業手法の優先的検討を効果的に推進するに当たっては、簡易な検討において、その内容をチェックする機能の強化が重要となります。このことから、当該事業所管課及び公民連携（PPP）事業の推進を総括する所管課が緊密に連携するとともに、必要に応じて、庁内横断的な会議体の活用や、外部有識者からの客観的な意見聴取等を行うこととします。
- (3) 本指針については、各種制度の改正や国及び他の地方公共団体等の動向等を踏まえ、適宜見直しを行うものとします。

附則

（施行期日）

- 1 本指針は、令和元年11月25日から施行します。

（経過措置）

- 2 本指針の施行日において、既に基本構想、基本計画等が策定され、従来型手法によることを決定した公共施設整備事業については、本指針は適用しないものとします。

別紙（参考） 公民連携（PPP）事業手法簡易定量評価書

事業名	
事業所管部局名	(部・局・総合支所) (課・室)

用地等	所在地	
	敷地面積	m ²
	主な規制等	
	用途	
	建ぺい率	%
	容積率	%

		公民連携（PPP） 事業手法	従来型手法
概要			
選択手法			—
事業 期間	整備等	年 月	年 月
	運営等	年 月	年 月
VFM		%	—
総事業費		億円	億円
	整備等費用		
	運営等費用		
	調査等費用		
	その他の費用		
利用料金等収入			
選択手法導入により 想定する効果			
備考 (前提条件等)			

※総事業費等の算出根拠については、添付資料のとおり